

広島県告示第四百七十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、平成三十年五月二十一日救急医療機関として認定した。

平成三十年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	認定日	効力を有する期限	備考
藤井病院	広島市中区舟入本町一四番六号	平成三〇年五月二日	平成三三年五月二〇日	更新
新谷整形外科 医院	広島市安佐北区落合 南七丁目四番二二号	平成三〇年五月二日	平成三三年五月二〇日	更新